

《第5回枝幸町教育委員会会議録》
～教科用図書採択に関連する部分のみ抜粋～

教育長 : 日程第6、議案第22号「令和2年度に使用する小学校、中学校教科用図書の採択について」事務局から説明をお願いします。

次長 : 議案21ページをお開き願います。議案第22号、令和2年度に使用する小学校、中学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、令和2年度に使用する小学校、中学校教科用図書について、次のとおり採択する。令和元年8月28日提出、枝幸町教育委員会教育長

(提案内容)

- ・小学校教科用図書→第8採択地区と同様の教科用図書を使用することで決定
(採択結果については、前頁のR2使用教科用図書一覧による。)
- ・中学校教科用図書→第8採択地区と同様の教科用図書を使用することで決定
(採択結果については、前頁のR2使用教科用図書一覧による。)
「特別の教科 道徳」の教科用図書については、現在の教科用図書を引き続き使用することで決定

教育長 : 日程第7、議案第23号「令和2年度に使用する小学校、中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

次長 : 議案22ページをお開き願います。議案第23号、令和2年度に使用する小学校、中学校特別支援学級教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、学校教育法附則第9条の規定に基づく令和2年度に使用する小学校、中学校特別支援学級教科用図書について、次のとおり採択する。令和元年8月28日提出、枝幸町教育委員会教育長

(提案内容)

- ・学校教育法附則第9条に基づく、特別支援学級に在籍する児童・生徒が使用する図書の採択について、議案第22号で決定した教科用図書とは別の教科用図書を採択できることから、個々の実情にあった図書を使用することができるよう、

北海道教育委員会より提供のあった、別冊の「小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に掲載されている332点の一般図書を採択したい旨提案。→「小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」掲載の332点の一般図書の採択について決定。